

会 告

昭和五十七年度史学研究会大会および総会は、予定通り十一月二日（火）午後一時より楽友会館において開催されました。公開講演は川北稔、樋口隆康の両氏により左記の演題で行われ、盛会裡に終わりました。

イギリス近世史上の奢侈禁止法

川北 稔氏

三角縁神獸鏡とその周辺

樋口隆康氏

なお、大会と総会に先立って開催された秋季定例の理事評議員会において、次の各氏の役員退任ならびに新任が承認されました。

退任 理事、植村雅彦。評議員、石

田寛、田村円澄。

新任 理事、岡部健彦。評議員、大

脇保彦、工藤敬一。

昭和五十七年度 史学研究会大会講演要旨

イギリス近世史上の奢侈禁止法

川北 稔

衣服を中心とする消費生活の身分による格差の維持をめざして、中世末から近世に全ヨーロッパで頒布された法令を、一般に「奢侈禁止法 Sumptuary Laws」とよぶ。

イギリスでも一三三六年以来、こうした法令が出され、一六世紀にはとくに陸統として成立した。もっともエリザベス即位後は、これまで法案に賛成してきた庶民院が反対にまわり、議会制定法の形態はとりえなくなったため、一六世紀後半の奢侈禁止法はもっぱら女王布告の形態をとる。この間、ステイタス区分の基準は、身分そのもののほかに富や所得の額、都市の役職などが加えられ、急速に複雑化する。都市住民が所得や役職に応じて、農村社会を基軸として成立したステイタスの階梯のどこかに対応させられてゆくのも、ひとつの特徴である。さらに、一六世紀の法令では、たとえば、

大陸からの最新の流行として、ホウズと靴下が分離するファッションがひろがってくることが対する抑止的な項目も目立ってくる。しかし、エリザベスが没すると、翌一六〇四年、議会は従来のすべての奢侈禁止法を廃止し、イギリスはこの法体系の寿命のもっとも短かい国となった。しかし、逆にまたその直前の一世紀間だけをとると、イギリスはどの種の立法に熱心であった国もまずないのである。

イギリスにおける奢侈禁止法の歴史は、結局次のような事実を示している。すなわち、第一に、身分制秩序が一六世紀に急激に弛緩したこと、第二に、「流行」の現象もこの世紀に急に目立ちはじめたことである。とはいえ、これほど熱心に追求された法令が、エリザベス登位以後庶民院の支持を得られなくなったのはなぜか。まず考えられることは、いわゆる「勃興しつつある」ジェントリ——庶民院はジェントリの代表機関である——が、貴族との格差の固定を嫌いはじめたことである。

しかし、より根本的な理由は、むしろ経済面にあったかも知れない。そもそも奢侈禁止法には、外国産奢侈品の輸入抑制とい

う保護主義的な側面と、消費や流行そのものを抑圧する側面とが併存していた。他方、一六世紀後半は毛織物輸出の長期不況期にあたっており、それだけに領民に雇傭を与え、自己の所得をも増やすために、ジェントリたちは探検・植民や換金作物の栽培、鉄製品、塩、紙、新織物などの新工業等の「プロジェクト」を展開しつつあった。工業面でのそれは、かねて「早期産業革命」とよばれてきたものだが、その多くは奢侈品ないし半奢侈品的な輸入品の国産化を狙ったものであった、といえる。したがってたとえば、輸入品である絹のストッキングの消費、輸入を抑制する点で、奢侈禁止法に好感を寄せていたジェントリ庶民院も、やがて国産のウール・ニットのストッキングが普及し、ホウズと靴下のスタイルが一般化しそうになると、そうした「流行」そのものを阻止しかねない同法に反対しはじめるのである。「奢侈に対する立法府の考え方の変化」(ブラックストン)こそは、こうして新産業の展開にとって、決定的な意味をもった。

三角縁神獸鏡とその周辺

樋口 隆康

三角縁神獸鏡は、その製作の技法や文様・銘文の内容からみて、中国人の製作した漢式鏡の類に入ることが明らかであるにも拘らず、中国からは、まだ一面の出土例もなく、かえって、日本の前期古墳から三百面近くが出土している。そのために、この鏡を舶載鏡であるという説と仿製鏡であるという議論があり、邪馬台国論争ともからんで、議論百出し、いまだに決定をみていない。真実は論争によって決まるのではなく、事実によって決まる。したがって、この鏡が中国で発見されるか、またはその類型が日本で出土するという事実を将来に期待するしかないが、この問題のポイントを指摘し、その周辺の事項について、二、三検討してみたい。

舶載鏡か仿製鏡かという議論には、多少の曖昧さがある。これは中国の漢人が作った中国鏡なのか、あるいは倭人の作った国産品かという問題と、中国で作られたか日

本でつくられたかという問題と、二つのテーマに区別して考えるべきであろう。

第一のテーマについては、この鏡の製作や図文の主題や銘文からみて、日本の仿製鏡よりは中国の後漢式鏡の類に入ることが明瞭である。したがって、中国人の作った鏡という点では、最近中国で新説を發表した、王仲殊氏も認めている。

第二のテーマについては、この場合、三つの解釈が考えられる。(拙論『卑弥呼の銅鏡百枚』昭和53年参照)

(1) 中国に埋没しているものが、まだ出土していない。

(2) 中国人が日本への輸出向きに作った。

(3) 中国工人が日本に渡来してつくった。

このうち(1)(2)はいずれも、中国で作られたとする立場である。その可能性については、いくつかの点が指摘されよう。第一に「三角縁神獸鏡は中国で出土しないから、中国鏡ではない」というが、中国では未発見の史料がいくつもある。卑弥呼が交流した三国時代の魏の墓というものは、殆ど知られていないのである。文献には、魏の曹操(武帝)、曹丕(文帝)の墓があるといわれ、文帝の弟曹植の墓が知られているが、

いずれも確かな墓の位置すら解っていない。中国では多くの遺跡が発見されており、呉の墓はかなり報告されているにも拘らず、魏の墓というものは、魏の正始八年の銘のある鉄帷帳架を出した、洛陽市の磚墓（考古通訊一九五八の七）以外には、全く、知られていない。遺跡が未発見だからといって、魏という王朝の存在を否定することはできない。魏代の鏡というものも、現存の資料には、あまり多くない。まだ未発見なのである。したがって、三角縁神獸鏡が中国から未発見であるから中国鏡でないといえない。

仿製鏡論の要点の一つに、「銅出徐州、師出洛陽」の銘がある。徐州附近からは銅は産出しないから、これは虚辞であり、中国人の作文ではないというのである。しかし、徐州という地名は、都市名であると同時に州名でもあった。同じ鏡銘に揚州というのが州名である事実と一致する。徐州という州は山東の南部から、揚子江の下流の北岸近くまでを含む。その揚子江附近までくれば、丹陽の銅官山をはじめ、各地から銅が産出されている。「銅出徐州」は決して虚辞ではない。

最近、われわれは考古科学の開発をめざしているが、その一つとして、鉛の同位体比による、青銅製品の産地の同定を、山崎一雄、馬淵久夫氏らの化学者に依頼して進めている。馬淵氏の分析によると、三角縁神獸鏡は、他の日本古墳出土鏡と共に、舶載鏡も仿製鏡もほとんど後漢鏡と同じ地域の銅を使っているという。そして、呉の赤烏元年の年号鏡は華南地方の銅を使っているのに対し、魏の正始元年鏡は華北の銅を使っているということが判明した。この事実は、魏の正始元年銘の三角縁神獸鏡は呉の工人によって作られたという可能性を弱めるものである。

はじめに提唱した出土の事実が、まだない以上、私は三つの解釈の中の(2)をとらざるを得ない。

受購図書

(一九八一年一〇月二六日～一九八二年二月九日)

社会科学(朝鮮社会科学院) 一九八一—

三、四、五

鹿兒島経大論集 二二—三

慶北史学(慶北大学文理科大学史学科)

三

岡山市立オリエント美術館研究紀要 一

日本史論文集(天津社会科学院日本問題研究所)

世界歴史 一九八一—三、四

文化語学習(朝鮮社会科学院) 一九八一—三、四

歴史科学(朝鮮社会科学院) 一九八一—三、四

神道学(出雲大社神道学会) 一一一

産業社会論集(立命館大学) 二九

金日成著作集 六、七、八

三康文化研究所報 一六

立正西洋史(立正大学西洋史研究会) 四

田村誠一著 卑弥呼の墓だった箸墓 第11話

東京大学史料編纂所報 一五

古代史の研究(関西大学古代史研究会)

三

同朋大学論叢(同朋大学) 四四・四五合併号

八幡大学論集(八幡大学法経学会) 三二

一、二

化粧文化(ポーラ文化研究所) 五